

日常生活圏域の見直しについて

日常生活圏域と地域包括支援センターの現状について

現 状

【平成18年度(発足時)】

- ・国が示す中学校区、**高齢者人口6000人という基準を踏まえる**とともに、これまで地域高齢者の支援を行ってきた**在宅介護支援センターの活用も視野に入れ、現在の11圏域を設定**した。
- ・地域包括支援センターについては、運営法人を公募し、**各センター3名の人員でサービスを開始**した。

【平成24年度】

- ・5期計画の初年度である平成24年度に、圏域の高齢者の増加や認知症対策の充実を図るため、**各センターに1名増員し4名体制**とした。

【現 在】

- ・平成26年3月末現在では、**各圏域での高齢者人口に不均衡が生じ、最大と最小では2.3倍**となっている。(最小3,883人、最大8,968人)
- ・高齢者人口の将来推計を踏まえると、**圏域ごとの高齢者人口の不均衡は一層拡大する傾向**にある。(2.3倍⇒2.6倍)
- ・地域包括ケアシステムの構築に向けて、**地域包括支援センターの機能強化が行われること**となっており、**今後センターの業務増大が見込まれる**。

日常生活圏域の高齢者人口の推計

日常生活圏域	高齢者(推計)人口					
	H26 (3月末)	H29 (6期最終)	H32 (7期最終)	H35 (8期最終)	H37 (2025年)	H38 (9期最終)
1 おきだて	8,643	8,934	9,103	9,174	9,223	9,209
2 すずかけ	8,835	9,487	9,861	9,953	10,013	10,020
3 中央	7,626	7,767	7,941	8,008	8,047	8,024
4 東青森	8,968	9,616	10,115	10,371	10,544	10,568
5 南	8,604	9,535	9,939	10,047	10,122	10,099
6 東部	7,278	7,887	8,164	8,219	8,257	8,215
7 おおの	7,026	7,396	7,831	8,080	8,251	8,319
8 寿永	6,110	6,908	7,155	7,156	7,158	7,127
9 のぎわ	5,094	5,491	5,655	5,623	5,596	5,564
10 みちのく	3,883	4,018	4,086	4,061	4,042	4,022
11 浪岡	5,424	5,619	5,778	5,710	5,665	5,650
合計	77,491	82,658	85,628	86,402	86,918	86,817

介護保険制度の改正

地域包括支援センターの機能強化

現在

- 包括的支援業務
- 指定介護予防支援業務

+

今後

- 在宅医療・介護連携の推進
- 認知症地域支援推進員の配置
- 生活支援コーディネーターの配置
- 地域ケア会議の充実
- 介護予防の推進

「日常生活圏域の見直し」と「地域包括支援センターの機能強化への対応」が必要

日常生活圏域の見直し（案）

見直方針

- ①高齢者人口の多い地区から少ない地区への区割り変更により、現在の高齢者人口の不均衡を是正。
この際、将来の高齢者人口の伸びも踏まえ、適正でバランスが取れるよう配慮する。
- ②地域包括ケアシステム構築には、民生児童委員や町会などの地域住民の協力が不可欠なことから、日常生活圏域の区割りに
ついては、町会や中学校区などの区割りを尊重した設定とする。
- ③圏域の変動は、担当する地域包括支援センターの変更など、市民や介護サービス事業者になんらかの影響を及ぼすことから、
圏域の変動はできるだけ最小限となるよう配慮する。

「見直し案」の内容

- 圏域の高齢者人口8千人を超えている4圏域（おきだて、すずかけ、東青森、南）の一部地区を隣接する圏域に編入し、圏域内人口の平準化を図る。（別図参照）
- この見直しにより、圏域の高齢者人口の不均衡は現況の2.3倍から1.5倍へ縮小され、2025年の推計においても1.6倍となり、大きく是正される見込み。
- 編入地区の選定にあっては、高齢者人口とともに町会や民生児童委員の活動範囲にも配慮。
- 見直し後に担当地域包括支援センターが変更となる高齢者数は5,765名（高齢者全体の7.4%）。
- 圏域見直し内容の積極的周知等により、利用者等への影響を最小限に抑制。

見直し後の日常生活圏域ごとの高齢者人口の推移（推計）

日常生活圏域	現況	見直し後	高齢者(推計)人口 ※見直し後			
	H26 (3月末)	H26 (3月末)	H29 (6期最終)	H32 (7期最終)	H35 (8期最終)	H37 (2025年)
1 おきだて	8,643	7,390	7,682	7,861	7,968	8,042
2 すずかけ	8,835	7,796	8,304	8,621	8,689	8,741
3 中央	7,626	7,626	7,767	7,941	8,008	8,047
4 東青森	8,968	7,272	7,870	8,304	8,542	8,699
5 南	8,604	7,612	8,559	8,925	9,027	9,100
6 東部	2.3倍 7,278	7,278	7,887	8,164	8,219	8,257
7 おおの	7,026	7,893	8,241	8,705	8,960	9,129
8 寿永	6,110	7,158	7,954	8,185	8,153	8,132
9 のぎわ	1.5倍 5,094	6,463	7,011	7,247	7,236	7,219
10 みちのく	3,883	5,579	5,764	5,897	5,890	5,887
11 浪岡	5,424	5,424	5,619	5,778	5,710	5,665
合計	77,491	77,491	82,658	85,628	86,402	86,918

地域包括支援センターの機能強化への対応（案）

対応方針

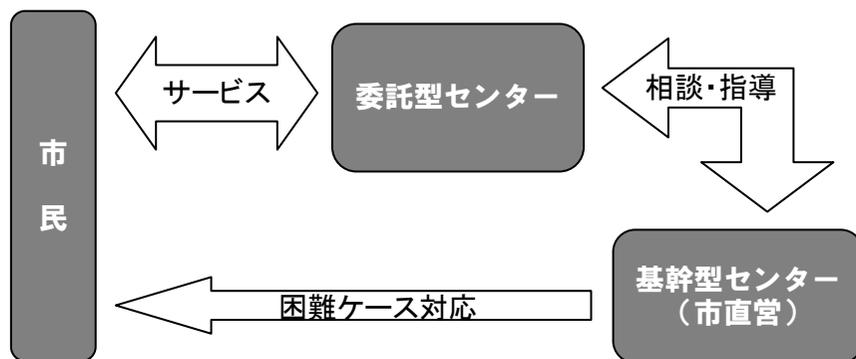
- ① **介護保険制度改正**に伴い、新たに位置づけられた「在宅医療・介護連携」、「認知症施策の推進」、「地域ケア会議の推進」、「生活支援サービスの体制整備」に対応するため、**各地域包括支援センターの後方支援**の機能として、**市に基幹型の地域包括支援センターを設置する**。
- ② 地域包括支援センターが担当する高齢者数が**国の標準である6,000人を超え**、高齢化の進展により**高齢者数が今後更に増加**することから、**地域包括支援センターの人員を増員**することにより対応力を強化する。

基幹型地域包括支援センターとは

目的 委託型の地域包括支援センターを運営している自治体において、受託法人が異なるセンターに対して、業務指導や困難事例への支援など、**全センターが適正で安定したサービスを提供できるよう統括管理と後方支援**にあたる。

業務内容 市直営の地域包括支援センターを設置し、委託型の11センターに対して次の業務を行い、管理・支援する。
 （人員体制としては、最低基準として主任ケアマネ1、社会福祉士1、保健師or看護師1の配置が義務付けられている）

- ① **統括調整**・・・全センターの業務状況を把握し、問題点・課題を整理。その上で対応策をフィードバックし運営を改善
- ② **機能強化**・・・センター職員への研修等による人材育成や新規事業への対応などにおける助言・指導
- ③ **後方支援**・・・虐待や認知症対応など各センターだけでは対応が困難な事例対応への助言や支援活動を実施



基幹型センターの設置効果

- 各センターでのサービスの平準化・高度化
- 今後の制度改正への対応強化
- 認知症・虐待などの困難事例への対応強化